（あて先）　トーエネック健康保険組合

令和　　年　　月　　日		
常務理事	事務長	担当

出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）

記入日　　令和　　年　　月　　日

被保険者記入欄

被保険者証記号番号		フリガナ		性別	生年月日			
記号	番号	被保険者氏名		男・女	昭和平成	年	月	日
事業所名称		被保険者の住所	〒					
所属								
出産予定日・数		令和　　年　　月　　日　　単体　・　多胎（　　胎）						
出産予定者 ※申請者と同一の場合不要		(フリガナ)		生年月日	昭和平成	年	月	日

申請者または出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険または船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。
※健康保険法第106条または船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険または船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出産された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。

申請者本人の退職等により、健康保険または船員保険の被保険者資格喪失後、6ヶ月以内に出産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号	保険者名			
	記号		番号	
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6ヶ月以内に出産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号	保険者名			
	記号		番号	

受取代理人記入欄

申請者（　　）（以下「甲」という。）は、医療機関等である（　　）（以下「乙」という。）を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度利用しません。
甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し、請求する費用の額※の受領に関すること。

※出産育児一時金等の支給額（保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む）を上限とする。

令和　　年　　月　　日

甲の住所

氏名

乙の所在地

名称　　TEL　　（　　）

受取代理に対する支払金融機関	銀行 金融				店・本店	
	預金種別	1.普通　4.通知 2.当座　5.貯蓄	口座番号		口座名義	(フリガナ)

事業主記入欄

私は　　を代理人と定め、出産育児一時金等受取代理において、差額が発生した場合は、受領を委任します。

被保険者住所

氏名

代理人住所

氏名